

みく に 便 り



みくには
ハートに愛

今年は、秋雨前線や台風の影響が長引く可能性もあるそうです。家庭や職場での備えを見直しておくといでしょう。

自然災害の影響で休業した場合などの法的取扱いについては、厚生労働省「自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いなどに関するQ&A」が参考になります。

2023年9月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



《最低賃金》過去最大の引き上げ 群馬県は935円に

◆地域別最低賃金の答申がなされました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は下記リンクのとおりです。

《厚生労働省》令和5年度地域別最低賃金額答申状況
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001136128.pdf>

◆上記の内容で正式決定になりますと、群馬県の最低賃金は、現在の895円から40円引き上げられ、『**935円**』となり、令和5年10月5日から適用となります。

◆最低賃金は企業が支払うべき賃金の最低水準のため、引上げに伴い、確認・対策が必要になります。

- ① 本年度の最低賃金引き上げ額を確認する。
- ② 自社で設定している賃金が最低賃金額を下回らないか確認する。
- ③ ②で下回った場合、就業規則・賃金規則・雇用契約書等の見直し、変更を行う。

令和5年度地域別最低賃金 答申状況(抜粋)

都道府県	最低賃金 時間額	引上げ額	発予定行 年月日
山形	900円	46円	R5.10.14
茨城	953円	42円	R5.10.1
栃木	954円	41円	R5.10.1
群馬	935円	40円	R5.10.5
埼玉	1028円	41円	R5.10.1
千葉	1026円	42円	R5.10.1
東京	1113円	41円	R5.10.1
神奈川	1112円	41円	R5.10.1
愛知	1027円	41円	R5.10.1

9月の税務と労務の手続期限

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

10月2日

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕